

岩手県告示第39号

平成29年12月19日付け岩手県報第11745号登載保安林の指定施業要件の変更（平成29年岩手県告示第895号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成30年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 久慈市宇部町第5地割132の11、132の19、第6地割133の70から133の72まで
- (2) 所在が不明である通知の相手方 沢里清良 澤里純市

2 通知の内容を掲示した場所 久慈市役所